

○農林水産省令第六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十二年五月十七日

農林水産大臣 玉沢徳一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中「付表第二」の下に
「及び第三十六」を加え、同表の二の項植物の欄
中「第十七まで」の下に「及び第三十六」を加え、
付表に次のように加える。

三十六 ハワイ諸島から発送され、他の地域を
經由しないで輸入されるケイト種及びビヘイデ
ン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大
臣が定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。